

令和元年第7回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和元年8月14日
開催年月日 令和元年8月23日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 14時20分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満		第1区域 中井 孝志
7	小菅 辰彦		第3区域 染野 亘志
8	村田 茂		第4区域 齊藤喜久夫
9	坂上 良資		
10	田端 久子		

○遅刻委員

5 野原 新平

○欠席委員

第2区域 高田 幸好

議事参与者 事務局長 玉川 真 主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) 農用地利用集積計画について

- (4) 農用地利用配分計画について
- (5) 農地利用状況調査（農地パトロール）について
- (6) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。猛暑もいよいよ去りまして秋らしくなってきました。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

今月は、皆さんご存じのように、状況調査があります。暑い中で申しわけありませんけれども、ご協力のほうよろしくをお願いいたします。

では、早速始めたいと思います。

○事務局長 それでは、早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の欠席は、高田推進委員が欠席という報告がありますので、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名をします。

1番、野村五郎委員、2番、櫻井汪委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。よって、議事録署名人、1番、野村五郎委員、2番、櫻井汪委

員を指名します。

◎農地法第4条の規定による許可申請3件について

○議長 議案第1号 農地法4条の規定による許可申請1件について、議題とします。

農地法第4条番号1、———氏より許可申請があった自己用住宅への転用について、審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、—————、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字—————、地目は畑、面積は304平方メートルの1筆です。転用の目的は自己用住宅で追認となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、中野上区唐沢集会所の南西にある場所です。

次に、申請の事由ですが、建物が古く増改築を計画したところ、該当地が畑であることがわかりました。増改築をするのに当たり、畑であるところに計画するのはよくないので、宅地に是正するために申請するものです、ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は304平方メートルです。建築物は増築住宅1棟、建築面積は83.9平方メートル、排水処理方法は合併処理浄化槽となります。

次に、資金計画ですが、—————
—————ということです。現在お返ししています申請書に、原本確認した—————が添付されていますので、ご確認をお願いします。

また、本件は追認のため、現在お返ししています申請書に始末書も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域にあり、町道本中123号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、担当推進委員の高田幸好委員が欠席のため、事務局の説明をよろしく願います。

○事務局 高田推進委員さんは本日欠席のため、説明内容について事前にお話をいただいておりますので、事務局から説明させていただきます。

8月20日に高田推進委員さんと坂上農業委員さんと事務局の私とで現地確認を行いました。高田委員さんからは、許可に当たっては特に問題はないとご意見をいただいておりますので、以上で説明を終わります。

○議長 続いて、農業委員の説明を行います。

9番、坂上良資委員の説明をお願いします。

○坂上良資委員 9番、坂上です。

先日20日、高田推進委員さんと事務局の浅見さんと私で現地を確認しました。現地は、古い家が建って、既存の建物は少しでした。別に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願います。

○議長 坂上良資委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請6件について

○議長 議案第2号 農地法5条の規定による許可申請2件について、議題とします。

農地法5条番号1、——氏所有の農地を——、——氏が太陽光設備へ転用するための許可申請について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 事務局より説明します。

8月21日に申請者の————より東京電力とのやり取りが難航しており、ちょっと取り下げになる可能性もあるので保留したいというようなご連絡がありました。まだ可能性の段階なので今月の申請はちょっと見送らせて、保留案件として今後進めさせていただきたいと思います。

既に現地確認については、推進委員の染野推進委員と田端農業委員とともに現地のほう確認はしておりますので、来月以降に審議が進みましたら両委員さんについてはそのときに現地のことを伝えていただければと思います。

審査については以上になります。

○議長 農地法5条番号2、————氏所有の農地を————、————氏が駐車場・資材置き場へ転用するための許可申請について、審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 農地法第5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、————、————、————さん、譲渡人、住所・氏名、————、————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字岩田字————、————、地目はどちらも畑、面積は724、1,061、合計1,785平方メートルの2筆です。転用の目的は駐車場と資材置き場となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下と裏面に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、白鳥神社の北に約100メートルと200メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、当社は京都に本店を置き、全国的にラフティングの営業所を7カ所運営を行っております。申請地は、埼玉営業所から近いことから、以前からお客様の駐車場とラフティングボートなどの保管場所として探しておりました。現地から荒川にも近いことで、ボートの引き上げ後、この土地に置いたり、お客様の駐車場も用意ができれば、当社のバスでの送迎で営業所付近の渋滞が解消されるため、計画いたしました、ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もごらんください。土地造成は1,785平方メートルです。利用計画は駐車場として自家用車28台、資材置き場としてラフティングボート14隻です。

次に資金計画は、————となります。現

在您お返ししています申請書に、_____も添付されて
おりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、町道岩田29号線、28号線にそれぞれ接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 去る8月20日午前中に、高橋委員と事務局の浅見さんの3人で現地確認を行いました。該当する土地は、基本的に草刈り等が行われていて管理されている土地でございます。申請の事由にあるとおり、駐車場とかボートの置き場としてはよい条件の土地であります。農地の減少という点では残念ですが、有効活用の面からはやむを得ないというふうに思います。

以上です。

○議長 齊藤委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

6番、高橋満委員の説明をお願いします。

○高橋満委員 6番、高橋です。

今月の20日に齊藤委員と事務局の浅見さんと現地確認に行つてまいりましたので、ご説明いたします。

この畑は、2枚とも年に数回程度の草刈りをして何とか維持してきてきたような、そんなような状況です。それから、駐車場、資材置き場ということで、周囲に影響を及ぼすようなことは余りないんじゃないかと思つます。

以上です。

○議長 高橋満委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農用地利用集積計画について

◎農用地利用配分計画について

○議長 続いて、議案3号、議案4号については関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

議案第3号 農地利用集積計画について、議案第4号 農用地利用配分計画についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、議案第4号について説明させていただきます。

本件は、農地中間管理事業として、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

それでは、計画の内容を説明します。

番号1。借受人、住所・氏名、____、____、____、____さん、貸付人、住所・氏名、____、____さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字長瀬字____、____、____、____の5筆です。地目は台帳、現況いずれも畑、面積は780、49、565、1,266、588となります。次に設定する利用権ですが、利用権の種類は、賃借権の設定。内容は普通畑利用、始期、存続期間については、令和元年11月1日から令和11年10月30日までの10年間です。賃借料は10アール当たり____です。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、____内、長瀬第一小学校から東に300メートルにある場所です。

続いて番号2ですので、次のページに移ります。

借受人、住所・氏名、____、____、____、____

——さん、貸付人、住所・氏名、——、——さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字本野上字——、——、——、——、——の6筆です。地目は台帳、現況いずれも全て畑、面積は554、723、601、29、19、3.3となります。次に設定する利用権ですが、利用権の種類は、賃借権の設定。内容はその他で果樹。始期、存続期間については、令和元年11月1日から令和21年10月31日までの20年間です。賃借料は10アール当たり——円です。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、野上駅から東南に約150メートルにある土地です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続いて議案第4号 農用地利用配分計画の意見についてご説明いたします。

議案第3号は、農地所有者から埼玉県農林公社が農地を借り受けるための利用権の設定を決定していただくものですが、議案第4号は、埼玉県農林公社が借り受けを希望する者に対して貸し付けるための農用地利用配分計画について、町からの依頼により意見を求められ、審議をお願いするものです。

意見を求められている事項は、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などについて判断をお願いするものです。それでは計画の内容を説明します。

番号1。賃借権の設定を受ける者の氏名、住所、——、——、——、——。賃借権の設定を受ける土地は、議案第3号番号1と同様で大字長瀬字——、——、——、——、——です。現況地目は全て畑、面積は780、49、565、1,266、588となります。この土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定を受けている者はありません。

設定する権利ですが、権利の種類は、賃借権の設定。利用内容は普通畑利用です。貸借期間は、始期は令和元年11月1日、終期は令和11年10月30日、期間は10年間となります。借賃は10アール当たり——円となります。支払い方法は口座振替または振込となります。

——さんは、既に町内の畑でそばを作付しており、この土地についても同様の品目の作付を普通畑利用として計画しておりますので、計画案については、特に意見はないものと考えております。

続きまして番号2。賃借権の設定を受ける者の氏名、住所、——さん、——

——。賃借権の設定を受ける土地は、議案第3号番号2と同様で大字本野上字——、——、——、——、——、——です。現況地目は全て畑、面積は554、723、601、29、19、3.3となります。この土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者はありません。

設定する権利ですが、権利の種類は、賃借権の設定。利用内容はその他の果樹地となります。貸借期間は、始期は令和元年11月1日、終期は令和21年10月31日、期間は20年間となります。借賃は10アール当たり——円となります。支払い方法は口座振替または振込となります。

——さんは、既に町内の畑で果樹を作付しており、この土地についても同様の品目の作付を普通畑利用として計画していることから、計画案については、特に意見はないものと考えております。

すみません、地番について、最後——、——と伝えてしまったんですけども、——と——になります。

以上になります。

資料が誤っていますので、そこを訂正して下さい。

○事務局長 議案第2号の番号2番の横長の一覧表になります。こちらの下から2段目の地番のことです。

○事務局 すみません。正しくは議案第3号のほうを見ていただければ大丈夫ですので、よろしくをお願いします。

事務局の説明は以上になります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

○齊藤喜久夫委員 一回ちょっといいですか。確認をさせてもらいたいですけれども、今のお話で大体わかったんですけども、さっきの一番最初の3号の借賃の10アール当たり——円、あと、ブドウのほうは10アール当たり——円で、契約期間も普通畑のほうは10年とか20年。これは果樹、ブドウだからその賃料とあれが違ったのかな。単純に——さんの場合ですと10年の契約で10アール当たり——円の契約になっているけれども、その次の——さんの場合はブドウになっていますよね。10年で5,000円になっていますよね。その差というのは果樹だから高い、長いんですか。

○事務局 そうですね。今回のケースだと果樹なので。

- 齊藤喜久夫委員 現況が果樹園なんですか。
- 事務局 現況はもう既に、果樹園で、実際是正するのも踏まえて。
- 齊藤喜久夫委員 これからつくるというわけじゃなくて。
- 事務局 もうやってしまって、是正をするような形になります。
- 議長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画について採決を行います。

本件は、申し出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議長 全員異議ないと認めます。よって、本件は申し出のとおり決定したいと思います。

続いて、議案第4号 農用地利用配分計画について採決を行います。

本件は、配分計画案について、意見なしと報告したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

- 議長 全員異議ないと認めます。よって、本件は、配分計画案について意見なしと報告したいと思います。

◎農地利用状況調査（農地パトロール）について

- 議長 議案第5号 農地利用状況調査（農地パトロール）について、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案第5号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてご説明いたします。

ことしも暑い時期の調査で申しわけありません、実施のサイクルが国で決められていますので、それに沿った形での調査になります。どうかご理解をお願いいたします。

それでは、お配りしております水色の実施要領がございますので、これに基づいてご説明をさせていただければと思いますので、ちょっとご準備をいただければと思います。大丈夫そうですかね。水色のこちらの実施要領になります。

では、説明させていただきます。

調査の趣旨は、長瀬町農業委員会は、農地の公的管理主体として食料の生産基盤である優良農地の確保と有効活用の推進を図っていくことが求められていることから、遊休農地の実態把握や農地の違反転用の発生防止等について重点的に取り組むことを目的に、農地法第30条第1項に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を実施するものです。

実施期間は、本日8月23日の金曜日から9月24日の火曜日までとします。対象の農地は、町内全ての農地です。農振農用地区域外を含むことになっておりますので、基本的には山中の農地も対象になります。

次に、実施内容ですが、次の事項を主体的に実施していただきます。3つの事項がございまして、1点目が、遊休農地または遊休化のおそれがある農地の把握です。担当区域の農地利用最適化推進委員さんを中心に、推進委員さん、農業委員さんで2人1組、もしくは3人1組の班を編成し、航空写真や図面等を利用して農地の状況変化や新たに発生した遊休農地等について現地調査を行っていただきます。

遊休農地と判断した場合は、その利用状況を図面や活動記録カードに記録してください。特に青色のバインダー、お手元にあると思うんですけども、この青色のバインダーです。こちらに挟んである別紙1の「荒廃農地の発生・解消状況に関する結果表」に掲載されている土地につきましては、たとえ営農を再開している農地であっても再発する可能性があるもので、必ず現地調査を行って利用状況を活動記録カードに記録していただきたいと思います。

また、遊休化のおそれがある農地と判断された場合も、その土地について記録カードに記載をしてください。記録カードの記入方法は後ほど説明させていただきます。

遊休農地、有休化のおそれがある農地とは、遊休農地は過去1年以上にわたり農作物の作付をせず、かつ今後も作付する見込みのない農地のことです。ただし、作付がされていなくても年に数回除草作業をされているような農地は保全管理農地として遊休農地とはなりません。遊休化のおそれがある農地とは、ア、農地の所有者で耕作をしていた方が亡くなった、イ、農地の所有者で耕作をしていた方が遠隔地に転居した等の理由により耕作が難しくなるおそれのある農地のことです。

続きまして、実施内容の2点目、遊休農地所有者への意向確認でございます。現地調査の結果、利用状況の区分が遊休農地と判断した所有者に対しては、農地法第32条第1項に基づく農地利用意向調査により行います。利用意向調査は事務局で行いますので、農地パトロールでは利用の意向確認は不要といたします。

次に、実施内容の3点目、農地の違反転用の早期発見でございます。農地パトロール中に

明らかに許可を得ずに違反転用している農地を発見した場合は、すぐに事務局にお知らせください。

続きまして、裏面をごらんください。実施体制でございます。昨年度と班編制、担当地区に変更はございません。1-1から4-2までの8班で編成させていただいております。班の中でも担当地区を決めさせていただいており、委員さんの名前の横に担当地区がありますので、調査時には担当地区の委員さんが中心になっていただき、調査を実施していただきたいと思っております。

この班で調査期間、8月23日から9月24日までの間で調査を行っていただきたいと思っております。申しわけないのですが、班の中で都合をつけていただいて実施していただくようによろしくお願いいたします。

続きまして、広報活動でございます。遊休農地や違反転用等の発生防止の啓発効果を狙って、事前に農地利用状況調査を実施する旨を長瀬町の公式ホームページと広報ながとろを活用して広く住民に周知させていただいております。ホームページについては8月22日から、広報については9月号に掲載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、目に見える取り組みとするために、農地パトロールを行う際にマグネット板と農業委員の腕章、あと農業委員のキャップ、この3点セットをつけて活動していただければと思います。この3点セットは2年前にお渡ししているようなので、もしないという方につきましては、事務局にお申し出ください。

続きまして、報酬の支給でございます。本年度も農地利用最適化交付金を活用して、委員報酬として1人当たり1日5,000円掛ける従事日数、4日以内で2万円を支給する予定でございます。報酬の支給には、従事日数を明確にする必要があるため、農地利用最適化業務活動実績報告書、こちらを必ずご提出いただきますようお願いいたします。また、調査は実施期間のうち4日間で調査を行うようお願いいたします。

続きまして、調査報告の方法でございます。担当地区の現地調査が終了しましたら、9月25日までに事務局までご提出いただきたいと思っております。提出期限は、農業委員会の予定日に設定しておりますが、調査が終わりましたら、できましたら早目にご提出をお願いいたします。

以上で要綱の説明を終わらせていただきます。

続きまして、具体的な調査方法を説明いたします。お配りしている農地利用状況調査の活動記録カードと地図をごらんください。活動記録カードは緑色のクリアファイルに入ってお

ります。地図は青色のファイルになります。

では、説明を続けます。まず地図なんですけれども、地図に地番地目が記載されている場所が農地になります。台帳上の地目によって作成しているもので、転用していても地目変更していない場合は農地となっていることがありますので、ちょっとご注意をいただければと思います。基本的には、地図上で農地となっている場所の状況変化を確認していただいて、新規に遊休農地や遊休化のおそれがある農地、または山林化している農地、転用されている農地と判断した場合に活動記録カードに記入してください。

また、先ほどご説明した青色のバインダーに挟んである別紙1の「荒廃農地の発生・解消状況に関する結果表」に掲載されている土地は、また必ず活動記録カードに記入していただければと思います。

続きまして、活動記録カードの記入方法を説明します。記録カードは、最初に担当地区名を行政区名で書いていただきます。次に、区分はこの農地が継続のものなのか、新規のものなのか、どちらかを丸で囲んでいただきます。継続の場合は、先ほどの結果表の一番左側の通し番号を記入してください。

続いて、調査員氏名は、担当者のお名前をご記入ください。続いて、調査日時は調査した日を記入してください。続いて、農地の所在地等は、その農地の地番と所有者を記入してください。継続の場合、所有者がこの結果表と違っている場合は所有者名を新たにお書きください。新規の場合は、所有者がわかりましたらお書きください。所有者についてはわかる範囲で結構です。

続いて、利用状況の区分については、解消、遊休農地、再生困難、転用の4項目から該当する項目に丸をつけてください。項目ごとに農地の状況について説明させていただきます。

解消は、さらにアの再開とウの保全に分かれます。解消と判断した場合は、アの再開かウの保全のどちらかに丸をつけてください。アの再開は、耕作されており、営農再開と認められる農地です。ウの保全は、景観作物、緑肥の栽培、除草、耕起等が実施された保全管理状態の農地です。草が生えていてもすぐに耕作できるものについてが保全となります。年に数回除草作業をしている農地はウの保全と考えていただいてもよろしいと思います。地図の色では、青色の網かけと緑色の網かけが以前に遊休農地となりましたが、再開とか保全管理になった農地になります。

次に、遊休農地になります。遊休農地は、除草、耕起、抜根、整地を人力・農業用機械で実施することにより、耕作することが可能な農地です。以前に遊休農地と判断した農地は、

地図の色では緑色になっています。遊休農地か保全で迷うような場合は、今の時期は雑草も一番伸びるような時期だと思いますので、雑草が伸びていても除草が実施されていると思われれば保全としていただいても構わないと思います。

次に、再生困難です。再生困難は、農地として再生を目指さない土地です。山林と一体化してしまっているようなものになります。なお、再生困難と判断した場合は、農業委員会で非農地判定を行うことになると思われます。

次に、転用です。転用もAの違反とCの許可に分かれます。Aの違反は許可を得ずに無断で農地以外の目的で使用している場合です。Cの許可は、以前の調査では遊休農地と判定されましたが、その後、転用して許可されたものとなります。地図の色は赤色となっています。違反か許可は本当にわかる範囲で構いませんので、どちらかに丸をつけてください。

地図につきましては予算の関係上、新しいものがつくれなくて、平成29年度と同じものを使用しております。平成29年度以降に新規に遊休農地の判定をしたものは反映をされておられません。

続いて、作付作物の状況です。こちらは利用状況の区分で、再開に丸をつけた場合は、作付作物の状況をお書きください。作付されている作物はわかる範囲で構いません。それなので、記入をお願いします。

次に、利用状況の区分で遊休農地に丸をつけた場合は、わかる範囲で時期、状況を記入してください。今年度についても所有者からの聞き取りは特にしないこととします。

メモのところについては、利用状況の区分で保全か転用につけた場合、必ずその利用状況を書いていただければと思います。簡単で構いませんので、例えば保全に丸をつけた場合は、草は多少生えているけれどもすぐに作付ができるような状態だというような、その見た状況をこのメモのところを書いていただければと思います。

最後に遊休化のおそれがある農地についてなんですけれども、こちらは、今現在は結果表に載っておらずしっかり営農している農地だとしても、所有者の方が最近亡くなってしまったとか、所有者が引っ越してしまったとかの理由から、数年後にはこの調査で遊休農地の判定をする可能性があるものについて記入してください。判定で現在遊休農地としたものはこの記入は要りません。

以上で具体的な調査方法と活動記録カードの記入方法の説明を終わります。

最後になりますけれども、バッグとファイル、あと青色のバインダーに関しましては、また来年度以降も使いますので返却していただければと思います。地図についても、個人情報

となりますので返却をお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして、質疑を終結します。

事務局案のとおり調査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 異議ないと認めます。よって、事務局案のとおり調査を実施したいと思います。調査員としてご協力のほどよろしくをお願いします。

以上で議案の審議は終了しました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、9月の委員会日程ですが、9月の委員会は25日水曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。9月25日水曜日、午後1時30分から、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、9月25日水曜日、午後1時30分から行いたいと思います。

事務局、何かありますか。

○事務局 では、その他で、事務局から連絡事項がありますので、ご説明します。

先月の農地転用の許可状況なんですけれども、農地法第5条の1件は、令和元年8月16日付で許可となりました。

続きまして、お配りしております令和元年農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会についてなんですけれども、通知を机の上にあわせて置かせていただきました。8月28日の水曜日に深谷市民文化会館で開催されます。借り上げのバスで会場へ向かいますので、乗車場所をこちらで決めさせていただきました。違う場所で乗車されたいとか、そういった方については事務局までお知らせいただければと思います。また、都合がつかなくなってしまった方については、事務局のほうにちょっとご連絡いただければと思います。

大変申しわけないんですけれども、乗車場所は2カ所で、ひのくち館前と旧南食堂前の合

わせて役場を含め3カ所とさせていただきたいと思います。出発時刻が12時になっていますので、先にお昼を済ませてきていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、先月お配りした2019年度の農業委員会業務必携の冊子の誤りが見つかりましたので、案内を机の上に置かせていただきました。内容の修正書き込みとか冊子に挟んでおく等、ご本人さんでわかるようにしていただければと思います。

また、あわせて、全国農業会議のほうから記入例のパンフレットも送られてきましたので、委員さん用に配らせていただきました。こちらにつきましてもご本人さんがわかるようにご活用、もしくは保管をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局としては、この回では以上となります。

○議長 以上で、本日予定した審議は終了しました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして農業委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(午後2時20分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和元年8月23日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 村 五 郎

署名委員 櫻 井 汪